

令和8年8月20日公安委員会会議概要

第1 会議日時

令和8年8月20日（木） 午前9時40分 ～ 午後5時10分

第2 会議場所

公安委員会会議室、公安委員室

第3 出席者

1 公安委員会

久保田委員長 三輪委員 杉山委員 中山委員 伊東委員

2 警察本部

本部長 総務部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 サイバー対策本部長 警察学校長

第4 議事の概要

1 審議・報告案件

(1) 令和8年上半期における特殊詐欺被害状況と被害防止対策等について（生活安全部）

生活安全部長から、令和8年度上半期における特殊詐欺被害状況と被害防止対策等について報告があり、委員から一部手口について暗号資産での被害が多いことについて「被害状況と対策はどうか。」旨の発言があり、生活安全部長が「暗号資産については、被害者も知識が無く、犯人側に言われるがまま取引口座を開設し、購入・送金するという被害態様が多数ある。アンホステッド・ウォレットという、取引所等の事業者を介さずに自分自身で暗号資産を管理する仕組みもあるが、被害防止の観点から、口座を開設して間がない場合、アンホステッド・ウォレットへの資産移転を制限する措置の導入が国主導で進められている。」旨を返答した。

また、委員から「詐欺は、被害者にとって興味・関心がある事項に犯人が上手にアプローチした結果発生するというイメージがある。犯人側は相手の心の動きを捉え『その考えは遅れていますよ』『今ではこんなことは当たり前ですよ』などと揺さぶるのだと思われるところ、被害防止広報にあっては、このようなことを言い出したら詐欺の危険ありというキーワードを例示した具体性のある方法が効果的ではないか。」旨の発言があり、生活安全部長が「現在、地元新聞社の協力の下、キーワードを例示した特殊詐欺の注意喚起広報を行っているところ、暗号資産に係るものについても同様に行っていく。」旨を返答した。

さらに、委員から「詐欺の被害に遭う流れを仮想体験するツールの作成や、具体的な被害状況を捉えた動画の作成は他都道府県警察でも行い公開されている。全てを自県で賄おうとするのではなく、よいツールや動画は使用承諾を取り、素早く県民の被害防止に活用

することが大切である。」「各都道府県警察、できる対策は全てやるという気持ちで取り組んでいる。自県で進んでいない部分は進んでいる都道府県警察と連携し、補いあって対策できればと考える。」「詐欺の手口ごと被害者の年代や性別に特徴が出ている。テレビCMによる防犯広報も効果はあろうが、この特徴を捉え、被害者となり得る方々が視聴する動画にターゲティング広告する方法も検討の余地があるのではないか。」「バスの車体への被害防止広告も効果的である。生活の中で目に留まる、そのような実用的な広報をお願いする。」旨の発言があり、生活安全部長が「被害防止の手段・方法については、いただいた意見を踏まえ創意工夫していく。」旨を返答した。

このほか、委員から「詐欺被害の防止のため外部との関りを遮断している方も見られる。高齢化や核家族化が進んだ中、体調確認等の必要な電話にも出なくなることは社会の中で新たな課題となり得るのではないか。犯人側のアプローチは防ぎつつ必要な連絡手段を確保する、県民がそのように安心して対策がとれるような取組をお願いする。」旨の発言があった。

(2) 令和8年上半期における少年非行概況について（生活安全部）

生活安全部長から、令和8年上半期における少年非行概況について報告があり、委員から「先般、コンビニに対する飲酒運転対策について述べた際、コンビニは青少年が集まる場所にもなっているため、少年の非行防止という観点でも関係構築と対処をお願いしたいと意見を述べた。県民目線で言えば、少年蟄集の放置は治安の悪さを感じる点であるため、是非協力を推進してもらいたい。」「街中において、電柱等の工作物に意味の分からない文字や記号が描画又は貼付されているのを見かけることがある。そして、そのような文字・記号が描画・貼付された周囲にはよからぬ雰囲気の人が集まるように感じる。何かのサインとなっているのかは明らかではないが、割れ窓理論のように、軽微なルール違反を放置しないことが治安の悪化防止に繋がると考えれば、何か対策をとってもらえたらありがたい。」旨の発言があった。

(3) 交通安全広報アンバサダーの委嘱等について（交通部）

交通部長から、少年力士への交通安全広報アンバサダーの委嘱等について報告があった。

(4) 第58回交通安全こども自転車全国大会の開催結果について（交通部）

交通部長から、第58回交通安全こども自転車全国大会の開催結果について報告があり、委員から「近年、同じ学校の入賞が続いているが、本大会が交通安全にどのように繋がっているか。全体への効果を考えれば、参加校を広げるか、在り方の見直しが必要ではないか。」旨の発言があり、交通部長が「コロナ禍や働き方改革を経て全国的に参加校が減少しており、本大会が交通安全に寄与するところは限定的となってきたと思われる。県警察としては、地元新聞に自転車の交通ルールを分かりやすく表現した記事を連載するなど、参加に代わる補完措置により子供への自転車ルールの浸透を図っていく。」旨を返答した。

(5) 死亡ひき逃げ事故の発生と被疑者検挙について（交通部）

交通部長から、沼津市内で発生した死亡ひき逃げ事故に関して、概要と被疑者検挙について報告があった。

(6) 第 71 回静岡県警察現場鑑識競技会の開催について（刑事部）

刑事部長から、第 71 回静岡県警察現場鑑識競技会の開催について報告があり、委員から「鑑識資料には多くの採取手法があるということで、競技に向け様々な現場を想定して訓練を繰り返すこと自体が育成に繋がると思われる。」旨の発言があったほか、委員から成績発表等がウェブ会議システムにより行われることについて「職員の拘束時間、業務の停止時間を減らすという新しい働き方に則した変化であり歓迎される。」旨の発言があった。

(7) 令和 8 年度静岡県警察総合防災訓練（本部運営）の実施について（警備部）

警備部長から、令和 8 年度静岡県警察総合防災訓練における本部運営訓練の実施について報告があり、委員から「発災すれば、全職員が応召することはできない。災害警備本部の運営について何人いれば可能なのかを検討し、最悪の場合に最低限の人数をいかに確保するかについてもシミュレーションしておく必要がある。」「県下で広範囲に発災した場合、本来応召する場所や現場に行けない場合が生じる。低軌道衛星を利用した通信やリモートで働ける環境が整備されてきた中、行ける場所ですدوするの、そのような計画・訓練も必要と考える。」「訓練と異なり、実際の災害は予告なく起こるもの。職員に招集を一斉に連絡する仕組みがあるのであれば、発災時間もブラインドとした訓練も検討してはどうか。」旨の発言があり、警備部長が「承知した。今後検討していく。」旨を返答した。

2 個別決裁・報告等

- (1) 令和 8 年熊本地震への災害派遣について（緊急事態対策課：課長補佐）～決裁
- (2) 公安条例の取扱状況について（警備課：次席）～決裁
- (3) 審査請求の受理報告について（総務課：係長）～報告
- (4) 禁止命令等及び書面警告の発令等の状況（7 月分）について（人身安全少年課：理事官）～決裁
- (5) 訟務案件（監察課：課長補佐）～決裁
- (6) 特例施設占有者の公安委員会指定について（会計課：管理官）～決裁
- (7) 県議会説明員の異動届について（総務課：課長補佐）～決裁
- (8) 犯罪被害者等給付金支給裁定について（警察相談課：管理官）～決裁
- (9) 苦情・相談取扱状況（7 月中）について（警察相談課：管理官）～報告
- (10) 公安委員会宛て苦情の調査結果について（警察相談課：管理官）～報告
- (11) 公安委員会宛て苦情の回答（案）について（総務課：管理官）～決裁
- (12) 公安委員会宛て文書等について（総務課：管理官）～決裁

3 運転免許の行政処分

意見の聴取・聴聞実施件数は 19 件で、警察からの個別の説明を基に処分を決定した。